

美しい自然と歩む 景観計画

— ダイジェスト版 —

山梨県丹波山村



景観計画の目的

本村における景観づくりの考え方を明らかにするとともに、関係法令等との関係性について整理の上、景観形成のための緩やかな規制や良好な景観づくりを進めるための指針として策定しました。

- 本村の美しい景観を次の世代に受け継いでいきます。
- 地域内外の協働による景観づくりを進めます。
- 場所に応じた景観を保全・創出します。
- 景観づくりの取り組みを通し、誇りを培い村の活力を創っていきます。
- 暮らしや文化に息づく景観を守り・つくりあげていきます。

丹波山村の景観特性



水辺の景

急峻な山岳森林を水源として流れる清流は、上流部の丹波溪谷では幽玄な溪谷美、村中心部では広々とした河原、下流部ではV字谷となり、奥多摩湖へ流れ、変化に富んだ美しい水辺景観を形成しています。

山の景

上流部・下流部・支流の谷から見上げる厳しい山容など、様々な山並み景観が眺望できます。また、スギ・ヒノキの植林地、モミが交るブナ・コナラなどの落葉樹、尾根筋のカラマツなど美しい森林景観となっています。



山里の景

丹波川両岸に沿って形成される小盆地に、大きく広がる傾斜畑や小さな畑などを伴う穏やかな雰囲気の集落が立地し、寺社や学校など公共施設、観光施設なども見られます。集落内には昭和の佇まいがある民家も残り、かつての宿場といった懐かしい景観が点在します。



修景が望まれる景観

本村は美しい景観が広がりますが、中には不法投棄やごみの散乱、森林管理の不徹底など修景が必要な場所、時間を掛けより美しい集落景観へと誘導していくことが望まれる要素もあります。



丹波山らしい景観の形成

本村の集落は、山里・宿場の佇まいなどなつかしい歴史文化的景観、傾斜畑や集落内の畑など暮らしの景観が温存されていますが、これらが醸し出す雰囲気を大切に、山里文化の価値を見えるようにしていく取り組みが望まれます。

このため、こうした暮らしの景（雰囲気を形づくる要素の意味、いわれ、物語）の価値を大事にして、意味のある景観を守り育てていくことが必要です。

景観づくりの基本理念

山河清風に満ちた しなやかな村づくり

私たちの村は、独自の特色にあふれる村です。

美しい山並とそこに育まれる自然の恵みを享受して暮らしてきました。
山林と清流に囲まれた生活で形成された山里の文化があります。
西多摩から甲州への山間街道としての歴史があります。
都市部の水源として、豊かな森林と清らかな水環境を保つ役割を担っています。

このような特色が、魅力のある景観を形作っています。

景観は、自然環境と人々の暮らしの営みから作り出される文化・伝統の現れです。
景観は、村民共有の財産であり、都市の住民にとってもかけがえの無い資源です。

この魅力ある景観を育み次世代へ伝え村の持続・活性化につなげていくことが大切です。

丹波山らしい景観を守り育て次代に伝えなくてはなりません。
村への愛着を育み、様々な人々が関わり美しい景観形成に努めます。
景観づくりの取り組みが、わたしたちの誇りを培い、村の活性化へと結びつくように努めます。

景観形成の目標

景観形成に向けた基本理念を踏まえ、景観形成の目標を次のように設定します。

- 自然** 豊かな自然に適応する風景づくりを目指します。
- 文化** 山里文化を継承し、暮らしに潤いをもたらす景観形成を進めます。
- 拠点** 生活・交流拠点として中心核の景観整備を進めます。
- 活動** 内外の人々の協働による景観むらづくりを進めます。

景観計画区域・景観形成エリア・景観形成ゾーン区分

景観形成区域

丹波山全域

景観計画の区域は、適正な土地利用の規制・誘導に係る施策や環境の保全に係る施策等と、景観法の規定に基づく施策とを一体的に推進するため、村全域とします。

山岳エリア

自然公園法の規制を適用するエリア

～手つかずの自然、適正な管理による水源涵養林として永続的に保全します。

本村はその全てが自然公園に指定されており、特別地域については、相当の景観規制が定められるとともに、そのほとんどが森林法に基づく保安林に指定され開発規制があることから、従来の法制度を活用し景観の保全を図ります。

生活・交流エリア

自然公園法の規制に本計画の規制を上乗せるエリア

～美しい景観を保つために必要なルールを整備します。

自然公園普通地域等のうち保安林指定がなされておらず規制が緩い国道沿い等の地域については、生活・交流エリアとして区分し、自然公園法の許可・届け出基準に、本計画が定める景観形成基準を上乗せることにより景観保全を図ります。

中心核ゾーン

～なつかしい山里に人々が集うやすらぎの景観づくり

山腹等集落ゾーン

～山腹の暮らしが息づく清楚な景観づくり

届出が必要な行為と景観形成基準

新築・増改築、また開発行為等を行う時には、事前に届出が必要となる場合があります。役場にご相談ください。

	行為の種類	届出の対象	景観形成基準
建築物	新築、改築、増築、移転	高さ10m又は延べ床面積150㎡を超えるもの	①個々の建築物等の規模、高さ(10m以下)を極力抑え、周辺の自然環境、山里景観との調和に努める。 ②屋根の形状は原則として、切妻・寄棟等の勾配屋根にする。 ③外壁及び屋根の色彩は落ち着いた色彩を基調とし、周辺の樹林・農地、集落の景観に調和した色調とする。(次のページ参照) ④使用する色数は出来るだけ少なくなるよう努める。
	外観の模様替え、色彩の変更	変更の部分の面積の合計が150㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類(高さ1.5mを超えるもの)	①生垣や石材、木材などの天然の材料をできるだけ用いるよう努める。 ②できるだけ低くし(1.5m以下)、形状、意匠、色彩は、周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類(高さ15mを超えるもの)	①位置は、山岳の景観に配慮し、高さは15m以下など周囲の樹林を超えないようにするなど、規模をできるだけ小さくする。 ②色彩は、設置場所の背景を考慮し、原則として光沢のない焦茶色又は灰色のいずれかにする。
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設(高さ10m又は築造面積150㎡を超えるもの)	山、樹林、農地、集落や家並みなど周辺や背景となる景観を損なわないことを基本とし、建築物に準じたものとする。 ①高さは、周囲の樹林を超えないようにする(10m以下)など、規模をできるだけ小さくする。 ②形状、意匠は、建築物に準じて周囲の景観と調和したものとなるよう工夫する。 ③色彩等は、建築物に準じるものとする。
開発その他の行為	土地の形状変更及び土石の採取	行為面積500㎡を超えるもの又は高さ3.0m以上の法面・擁壁が生じるもの	①周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面などを生じないように努める。 ②法面は、できるだけ緩やかな勾配とし、併せて地域にふさわしい樹木や草花により緑化する。 ③擁壁は、自然に調和した材料、形態、意匠となるよう修景に工夫する。 ④残地に現存する樹林、樹木、水辺等は極力保全し、活用するよう努める。 ⑤終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積が1haを超えるもの	①周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 ②既存の高木はできるだけ、まとまりをもたせて残すよう努める。 ③道路及び隣地と接する樹林は、できるだけ残す。 ④周辺の植生を勘案して代替措置(植栽等)の実施に努める。
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもので、期間が90日を超えるもの	①道路等その他公共の場からできるだけ離すとともに、規模を必要最小限に抑えるものとする。 ②積み上げにあたっては、1.5m以下に低くし、周辺の景観を損なわないよう、整然と行うものとする。 ③敷地の周辺は、植栽などの自然と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。

●屋外広告物(看板・のぼり旗・懸垂幕等)について

屋外広告物の規制は「山梨県屋外広告物条例」により規制されています。高さ・大きさ等のルールを守り、周辺の景観に配慮したものになるよう注意してください。
基準の詳細については、山梨県富士・東部建設事務所(0554-22-7836)へお問い合わせください。

計画の推進

景観形成の理念及び目標を踏まえ、美しい景観づくり、村の活性化に結びつく景観形成施策に取り組んでいきます。

景観条例等の制定

建築物の建築や開発等の計画立案時から、本計画に定める景観形成の考え方を反映できるよう、必要に応じ、事前協議制度等で担保する村景観条例等を制定します。

豊かな自然に適応する風景づくり(自然)

- 自然景観の保全
- 森林管理の推進
- 除間伐材の利用推進
- 橋梁・道路等の美観の維持
- 登山道の整備
- ボイ捨てゴミの収集
- 食害防止の促進
- 渓谷展望地の整備
- 多自然川づくりの推進
- 林間の遊歩道の整備
- 天平園地等の整備
- 小袖鍾乳洞の活用

生活・交流拠点として 中心核の景観整備(拠点)

- 遊歩道の整備
- 村の玄関の整備
- 公共建築物の修景
- 観光交流施設の維持
- 工場跡地の活用

景観形成施策の展開

美しい景観づくり、村の活性化に結びつく次のような景観形成施策に取り組んでいきます。

山里文化を継承し、 暮らしに潤いをもたらす景観形成(文化)

- 集落景観の保全
- 集落単位等での景観資源の発掘と修景
- 祭事空間の保全
- 在来種畑の確保
- 景観重要樹木・重要建造物指定の検討
- 集落の広場等の確保
- バス等待合施設の美観の向上
- 空き家等の管理
- 不法投棄等の監視

内外の人々の協働による 景観むらづくり(活動)

- 景観づくり推進体制の整備
- 景観づくりのPR
- 学習機会の拡充
- 丹波山遺産の選出
- 村外からの活動との連携
- 写真コンテストの継続



推奨する色彩について(基調色□・強調色□)

【色彩の方針】

色彩は、景観形成の上で非常に大切な要素となります。全村民の共助によってかけがえのない丹波山村の風景を守り育て、自然と共生する美しいふるさとづくりを進めるため、村の色彩景観の方針を提示します。

【丹波山村の色彩イメージ】

丹波山村は、村樹としてブナの木が、村鳥にはコマドリが選ばれています。茶灰色のブナの樹皮や茶褐色のブナの実と、茶や灰色と暖色の混じったコマドリの色彩は、まさに村のイメージを色で表しています。自然公園の中にある丹波山村の基調色となる色彩であると考えます。



【色相の範囲】

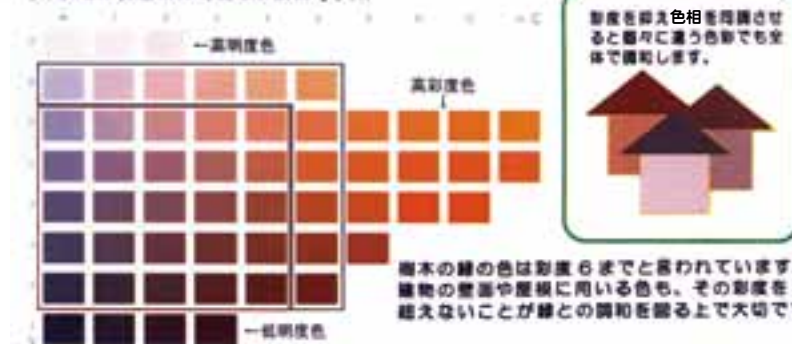
村内の建物の外観の推奨色彩の範囲を、マンセル色相の「赤」～「黄赤」の範囲とします。

※マンセル色相一虹の7色などの色味、色合いを示します。
赤、黄、緑、青、紫の5色を基本にその中間色を加え計20色相を用いています。

【彩度と明度】

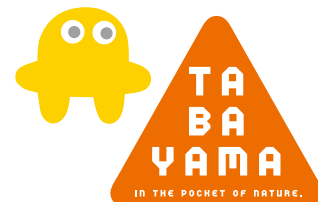
基調色(壁面屋根面など)の彩度は4以下、強調色(小さな面積の部分)の彩度は6以下とすることにより、自然環境にとけ込んだ落ち着いた雰囲気と風景との調和を目指します。なお、壁面のような大きな面積は色味が強調されて見えますので、彩度を下げてちょうどよく見えるといった性質があります。また明度は、明るすぎる高明度(9以上)や暗い低明度(2以下)の使用を避けた方が良いでしょう。

【マンセル表色系の明度と彩度例】5YR



丹波山村が推奨する色彩(壁面・屋根)を推進するために

美しいふるさとづくりを推進するために、村の推奨する色彩の条件を満たしている塗料の場合、当面の間、壁面・屋根等の塗料費の1部を助成します。役場に相談してください。



大きな自然のポケットです。
山の山の手。丹波山村。



丹波山村役場

〒409-0305 山梨県北都留郡丹波山村890 TEL.0428-88-0211 FAX.0428-88-0207

<http://www.vill.tabayama.yamanashi.jp>